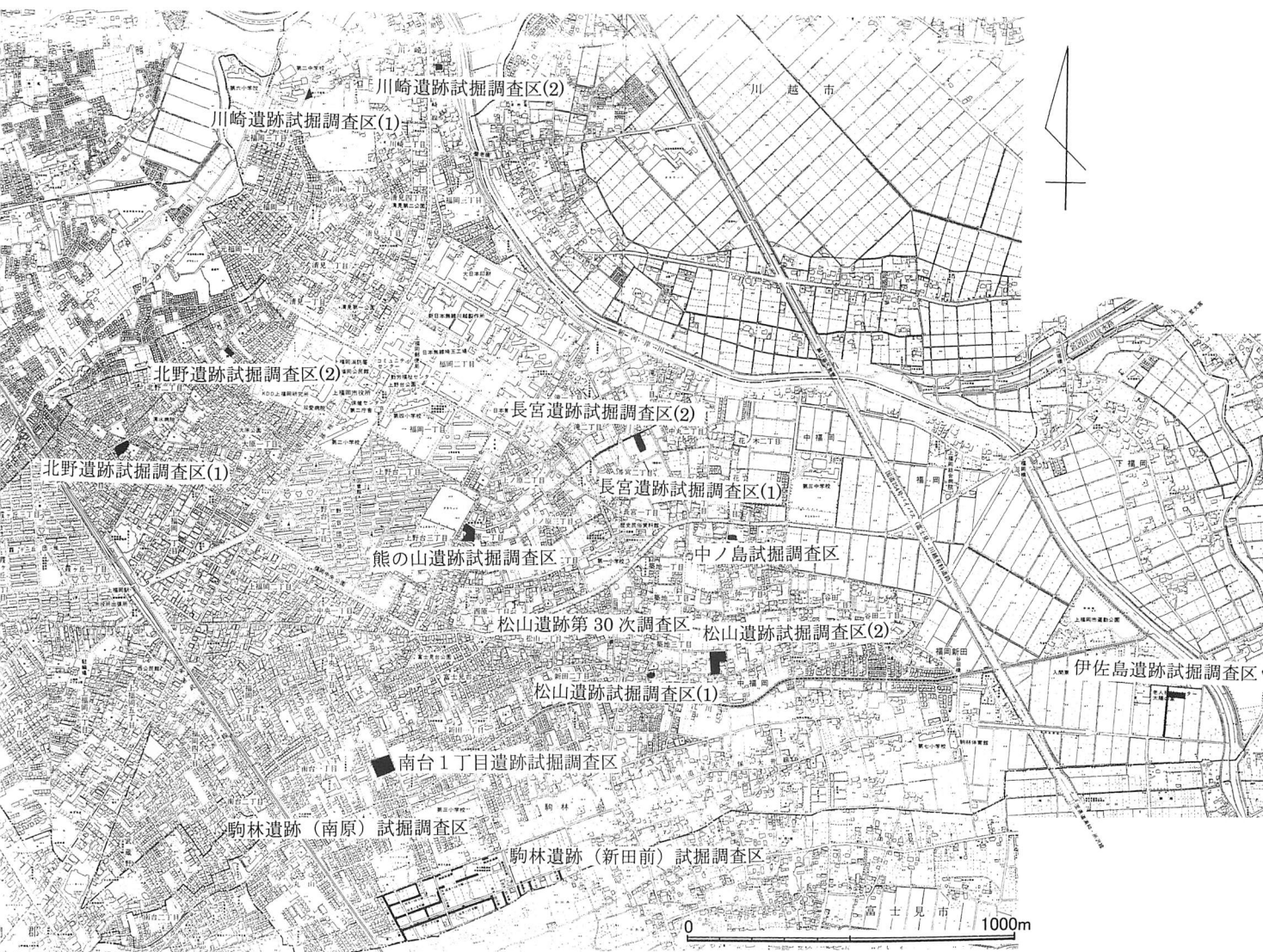
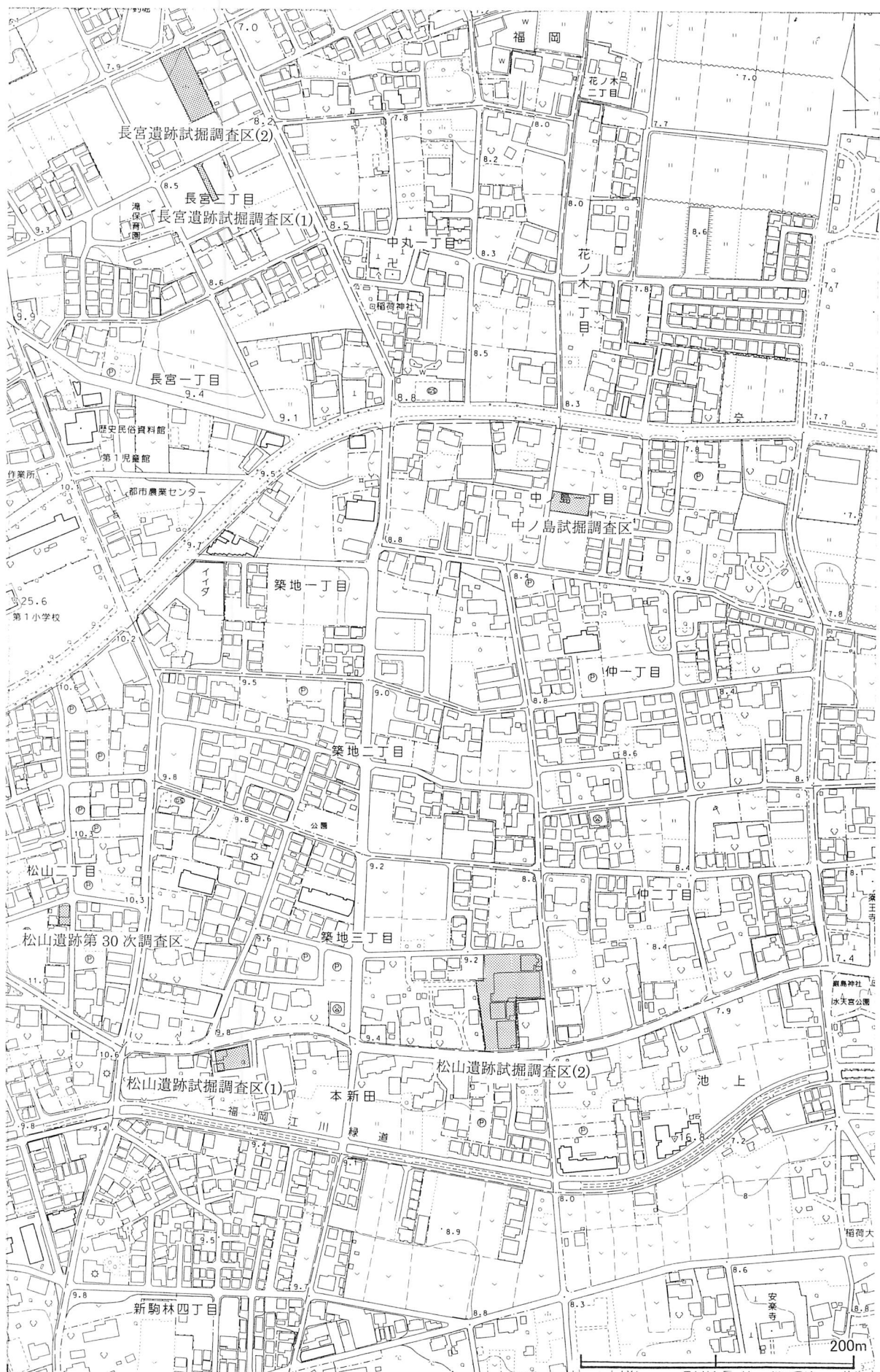


6 北野遺跡試掘調査(1)	北野1-3058-1, 3114-1 の一部	1484.0 m ²	公園造成工事	7/1～11
7 伊佐島遺跡試掘調査	駒林字北伊佐島 1130-2, 1131	1391 m ²	市立総合体育館 建設に伴う粗造成	7/24～8/1
8 川崎遺跡試掘調査(1)	川崎137-1の一部	257.5 m ²	個人住宅建設	8/6, 7
9 北野遺跡試掘調査(2)	大原2-2081-6	350 m ²	宅地造成	8/8, 11
10 松山遺跡試掘調査(2)	築地3-5-3外6筆	2578.02m ²	宅地造成	8/19, 20
11 長宮遺跡試掘調査(1)	長宮2-5-30, -32	196.64m ²	地区計画道路設置	9/16
12 南台1丁目遺跡試掘調査	南台1-745, 746, 747	3265.95m ²	公園造成工事	9/22～25
13 松山遺跡第30次調査	松山2-2-3	142.47m ²	個人住宅建設	10/3～10
14 川崎遺跡試掘調査(2)	川崎字宅地添226-16	381.29m ²	個人住宅建設	12/8, 19
15 長宮遺跡試掘調査(2)	長宮2-4-7	1123 m ²	宅地造成	12/16～18



第1図 遺跡位置図 (1/20000)



第17図 長宮遺跡・松山遺跡調査区位置図 (1/4000)

概 要 今回の調査区は、平成10年度に奈良時代の住居跡（23号住）、確認された27次調査区の道路を隔てて西隣で、平成9年度に奈良時代の住居跡（18号住）と掘立柱建物跡3棟が確認された22次調査区の南西30mの地点にあたる。

調査の経過 8月19日、南東隅土地境杭を基準に東へむかって図面上で図示したようにグリッドを設定し、現地にてトランシットで、宅地造成計画で下水管を入れる私道部分に第1トレンチ（以下「T」と記す。）をまず設定し、遺構確認面の深さを確認することから調査を開始した。

表土除去作業は、重機にて行い、人力にてローム面精査を行なった。1T北端部分で昨年度調査した隣接地の攪乱の続きが確認されたが、遺構は確認されなかった。遺構確認面まで40cm前後であったため、遺構の確認される可能性のより高いと推察される私道の東側部分に第2、第3、第4Tを図示したように設定した。まず第2Tから表土除去作業を開始するとT北端から13m前後の地点で竪穴住居跡の西側のプランが一部検出され、それに伴って土師器甕の小破片も確認された（第27号住居跡）。第1Tを埋め戻した。

遺構の検出

20日、第3T、第4Tの表土除去とローム面精査を行った。その結果、第4T南端8～9mの地点で竪穴住居跡を更にもう1軒確認した（第28号住居跡）。いずれも遺構は地表より40cm前後で確認されている。遺構の取り扱いについて30cmの土盛りを行なって保存措置を取ることで合意を得たので、埋め戻しを行い調査を終了した。1月に工事立会を行なった際27号住北側は40cm、南側は44cm、28号住は46cmの盛土措置を行なっている。

XVI 松山遺跡第30次調査

所在地 松山2-2-3
原因 個人住宅建設
調査面積 142.47㎡
調査期間 H15.10/3～10
調査担当 柳沢健司
調査補佐 藤牧守絵
出土遺物 土師器破片、須恵器破片
遺構等 竪穴住居跡1軒



松山遺跡第30次調査表土除去作業風景（北より）

概 要 調査区の標高は10mで、場所は平成5年度に周溝の芯々にて一辺5.4mの第10号住居跡を確認した第16次調査区の道路を隔てて南側である。個人住宅建設にあたって1mの地盤改良を行なうため、遺構が確認された場合は本調査へとりかかることになっていた。

10月3日、北西の土地境界杭および西側の土地境界線を基準にグリッドを設定した。基準にした点の位置は西側境界にあったブロック塀のため実際には18cm東側になっているのでそのように図示している。B-4、B-7、D-4、D-7区の表土除去作業を開始した。土師器破片や須恵器破片がD-4区を中心に、B-4区、D-7区で確認され、特にD-4区では住居跡の覆土と思われる焼土混じりの暗褐色土が検出されていたため、遺構のプラン確認を行うため、まず南側へ向かって拡張作業を行なった。遺構



第24図 松山遺跡第30次調査区全測図 (1/400)

確認面の攪乱が激しく遺構プランの確認は困難であったが、南北3mほどの長方形であろうと思われた。遺構プランが確認できたと判断したので、その性格を確認するため覆土除去作業を開始した。

10月6日、遺構の床面を検出したところ当初確認したプランより西側に延びていることが推察されたため50cmづつ順次床面を確認しながら拡張作業を行なった。170cm拡張したところで西壁を確認した。南壁も当初推察したよりも南側であることが判明した。また、東側も拡張の必要があることが判明したので、基礎以外の部分も調査してよいか工事施工業者に確認して東側へ1mの拡張を行なうことにした。拡張作業を終えて再度プラン確認を行なった。東壁は縁石の崩落を防ぐため、プラン確認は結果的に道路との境界ぎりぎり



松山遺跡第30次調査 第29号住居跡プラン確認及び覆土除去作業風景 (北より)

まで拡張することとなった。

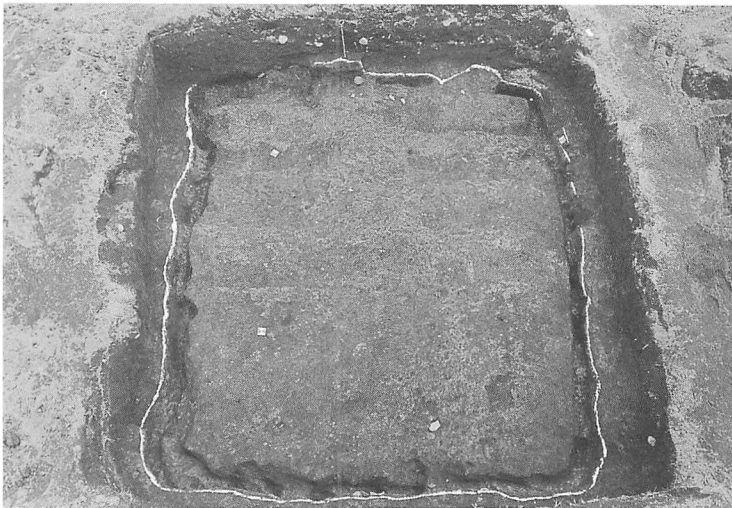
7日、土層断面図を作成し、土層ベルトを除去した確認面から床面まで覆土の深さは、概ね4cmであった。周溝や柱穴の有無を確認するため、床面の精査を繰り返した。周溝の確認も床面の半分が攪乱されていたため、困難であった。

8日、写真撮影を行い、平面図の作成、レベリング及び遺物あげを行なった。9日、東壁南側部分にみられた焼土の塊の性格を見極めるため、半裁して調査を行なった。また、床面中央西よりにみられた焼土の散布を半裁したところ土師器甕の破片が出土した。床面の掘り方の除去を行い、当時の最初に掘られた部分の確認につとめた。北側より写真撮影を行なった。10日、器材を撤収し、重機にて埋め戻して調査を終了した。

◆第29号住居跡

南北3.6m、東西4.2mの長方形の住居跡である。周溝は、北壁の東側部分を除き、壁面に沿ってめぐらされている。東壁沿いに北側周溝芯々より90cm、北側周溝芯々より80cmで西側周溝芯々より60cmの位置にピットと思われるものが確認された。

カマドは、東壁に設けられたと推察されるが、後世に破壊されてほとんど焼土の塊の状態になっていた。かろうじてカマドの入り口部分の粘土を確認できた。一方、床面中央西よりに焼土の塊があり土師器甕の破片が出土した。炉の跡と推察される。出土遺物は、土師器と須恵器の破片で、住居の時期は、9世紀前半と思われる。



松山遺跡第30次調査第29号住居跡全景（西より）

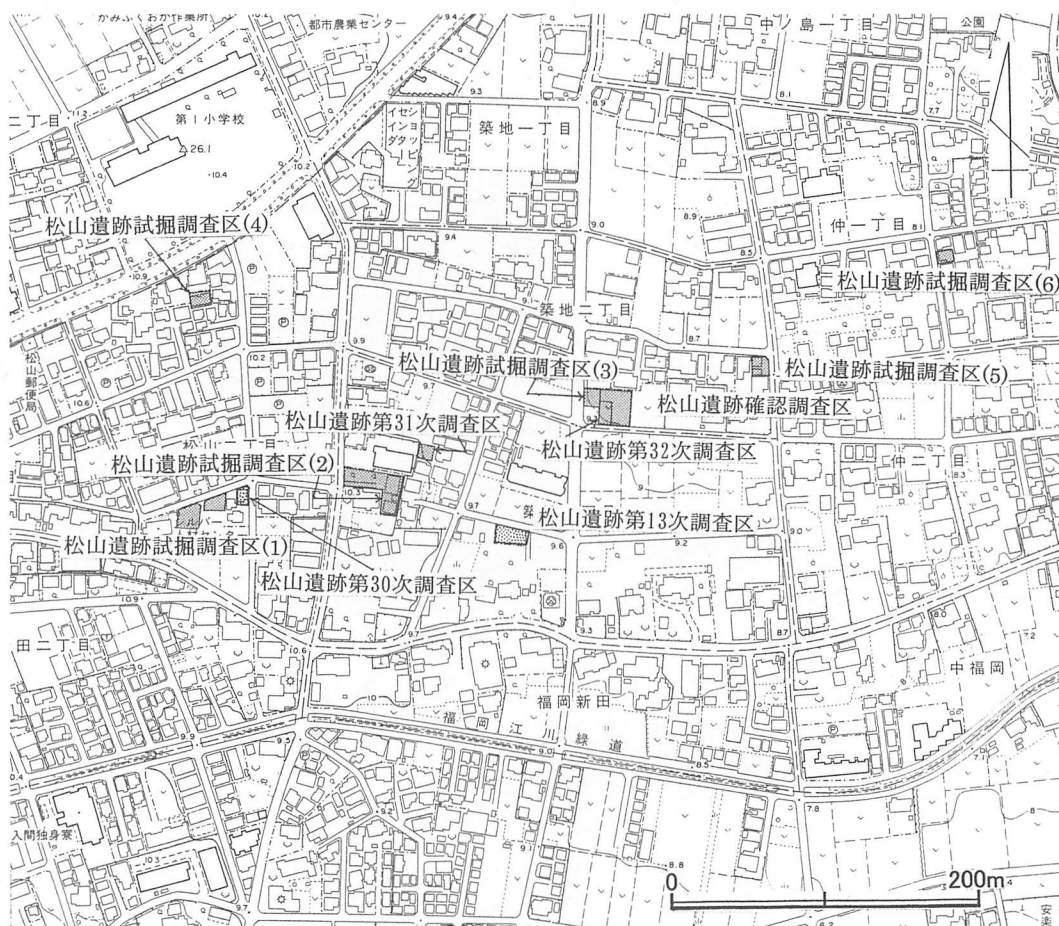
(前頁) 第10図 西遺跡試掘調査区全測図(1/400)

土地境界杭を基準に、西側土地境界線に沿って2mグリッドを図面上で定め、12月1日、現地で重機にて隣地境界線から平行に6m離して幅2mの第1トレンチを設定し、幅1.5mの第2トレンチを第1トレンチに平行に5.5m離して設定し、第3トレンチを第2トレンチに平行に3m離して設定した。重機にて第1トレンチから表土除去作業を行った。遺構確認面まで50cmほどであった。第1トレンチ



西遺跡試掘調査作業風景(南より)

の南端11m～13mの地点で幅3m、確認面から深さ70cmの断面逆台形の溝が確認された。第2、第3トレンチでも同じ溝の続きが確認された。溝の走る方向は、N-35°-Eで、覆土中からは縄文時代中期の土器片が微量確認された。平成8年実施の第2・3次調査及び平成13年の試掘調査で確認された溝1の続きであると推察される。そのほかには調査すべき遺構は確認されなかった。埋め戻しを開始して、2日に埋め戻し及び器材を撤収を完了した。



第11図 松山遺跡調査区位置図(1/5000)

XVI 松山遺跡第30次調査

所在地 松山2-2-3
 原因 個人住宅の建設
 調査面積 142.47m²
 調査期間 H15.10.3~10
 調査担当 柳沢健司
 調査補佐 藤牧守絵
 検出遺構 竪穴住居跡1軒（平安時代）
 概要 松山遺跡第30次調査は、平成

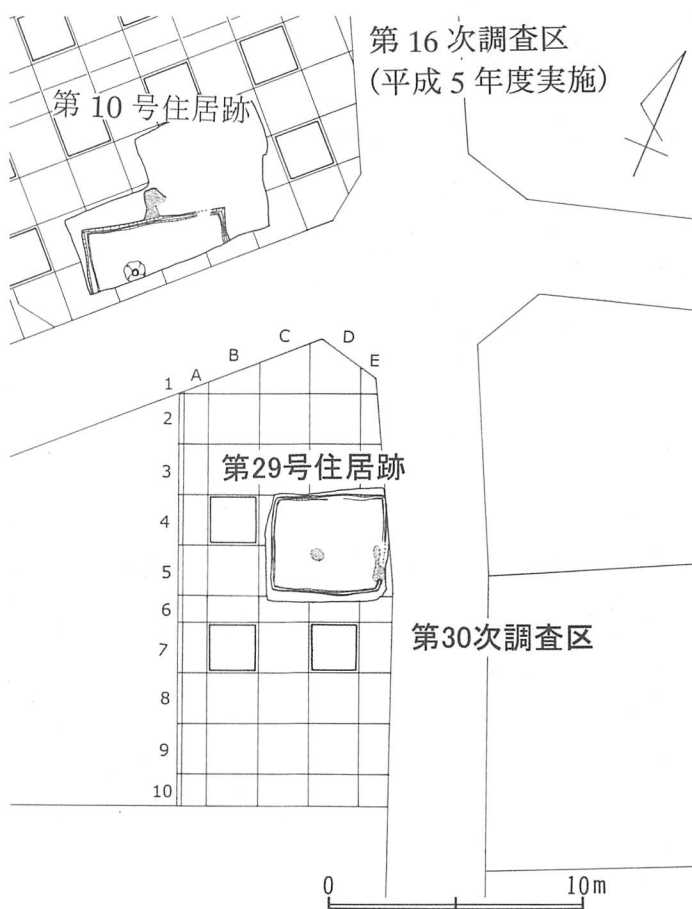
15年度に上記のように個人住宅建設にかかる本調査として国庫補助を受けて実施した。調査区は、東流する福岡江川の北方150mの標高10mの平坦地に位置する。道路を隔てて北側に一辺5.4mに達する平安時代の竪穴住居跡（第10号住居跡）が平成5年度実施の第16次調査で確認されている。この調査では、平安時代に属する竪穴住居跡1軒が確認された。

◆第29号住居跡

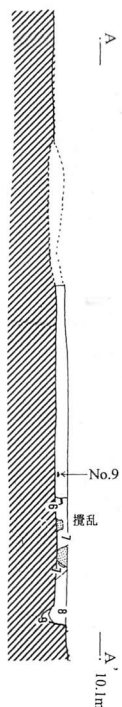
南北3.6m、東西4.2mの長方形のプランを呈する。主軸方位は、N-80°-Eである。周溝は、北側の一部60~70cmを除いて壁面に沿ってめぐらされている。カマドはおそらく後世の攪乱によって完全に破壊されていたが、土が移動されていなかったもので、東壁の南側にカマドが設けられていたことや入り口部分の粘土塊の残骸がかるうじて残っていた。西壁から1.4m、南壁から1.2mの位置に地床炉が設けられていた。焼土中より具体的な器形が復元できないが土師器甕の胴部破片が出土した。出土遺物は、須恵器坏、甕、土師器甕の破片で、住居の時期は9世紀前半と推察される。



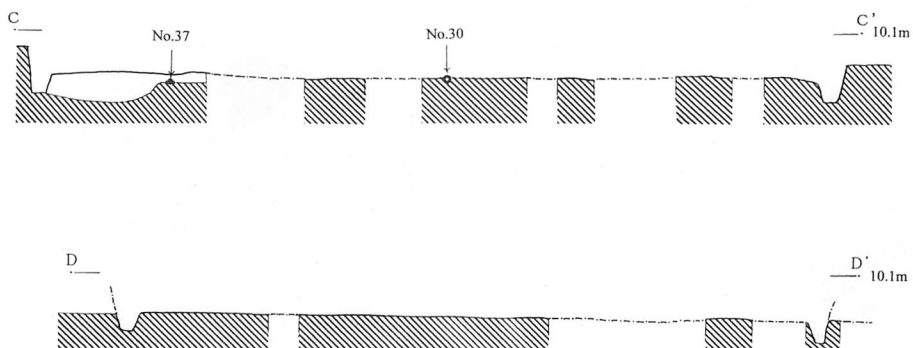
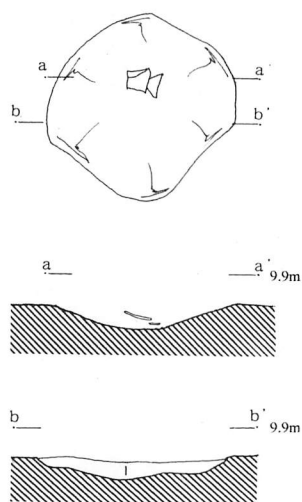
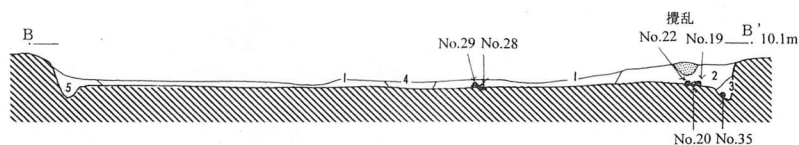
松山遺跡第31次調査第29号住居跡覆土除去作業風景（東より）



第23図 松山遺跡第30次調査区全測図(1/300)



1. 灰褐色土層（粘土粒子、焼土粒子含む。）
2. 黒褐色土層
3. 暗褐色土層（ローム粒子を含む。色調はややオリーブ色に近い。）
4. 暗褐色土層（ローム粒子を含む。やや粘性あり。3よりやや暗い。）
5. 黄褐色土層（ローム粒子を含む。）
6. 明黄褐色土層（ロームブロック）
7. 灰褐色土層
8. 黒褐色土層（2よりやや明るい。）
9. 暗黄褐色土層

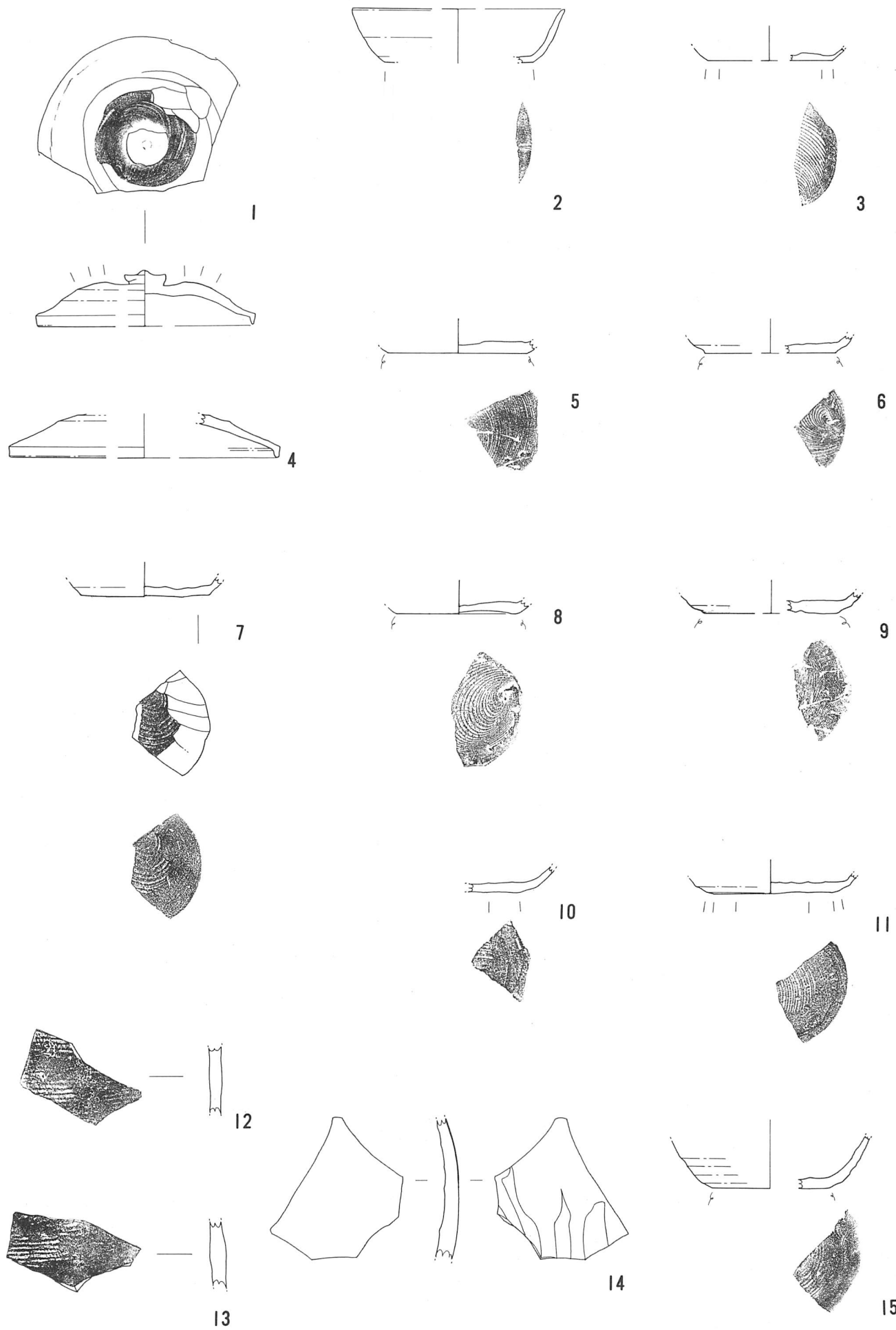


0 2m

1. 暗褐色土層（焼土ブロック含む。）

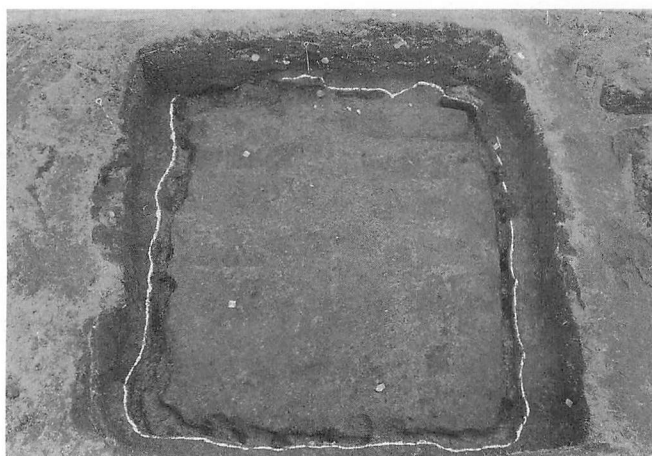
0 1m

第24図 松山遺跡第30次調査第29号住居跡実測図(1/50) (1/25)

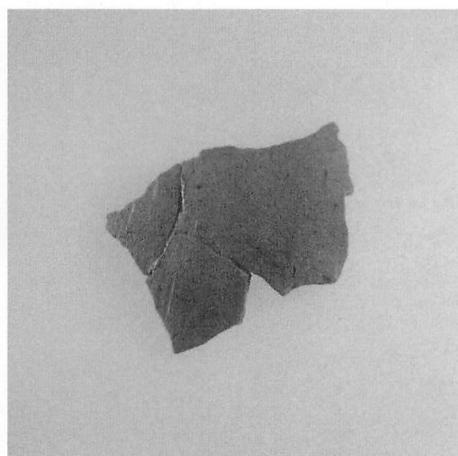


第25図 松山遺跡第30次調査第29号住居跡出土遺物実測図(1/3)

0 10cm



松山遺跡第30次調査第29号住居跡全景(西より)



松山遺跡第30次調査第29号住居跡地床炉出土土師器

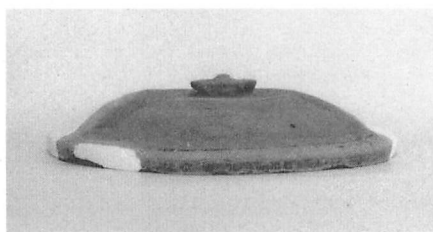
松山遺跡第30次調査29号住居跡遺物観察表(単位; cm)

	種類及び器形	口径	底径	器高	産地	胎土色調	成形、調整等	注記番号
1	須恵器蓋	12.3	-	3.2	東金子	灰黄色 (2.5Y6/2, 2.5Y7/2)	頂部回転糸切り後、手持ちヘラ削り。つまみを取り付け	No. 19
2	須恵器坏	(12.3)	(8.5)	3.2	南比企	灰オリーブ色 (5Y5/2, 7.5Y5/2)	底部回転ヘラ削り調整(周辺か全体かは不明)	No. 36
3	須恵器坏	不明	(7.2)	不明	南比企	暗青灰色(5B4/1)	底部周辺回転ヘラ削り	No. 33
4	須恵器蓋	(15.5)	-	不明	東金子	灰色 (5Y5/1, 7.5Y5/1)		
5	須恵器坏	不明	(8.1)	不明	東金子	灰色 (5Y5/1, 7.5Y5/1)	底部回転糸切り痕	No. 16
6	須恵器坏	不明	(7.5)	不明	東金子	灰色 (5Y5/1, 7.5Y5/1)	底部回転糸切り痕	
7	須恵器坏	不明	(7.4)	不明	南比企	灰色 (5BG4/1~5/1, 10BG4/1~5/1)	底部回転糸切り後、手持ちヘラ削り	
8	須恵器坏	不明	(7)	不明	東金子	にぶい黄色 (2.5Y6/3~6/4, 10YR6/3~6/4)	底部回転糸切り痕	No. 15
9	須恵器坏	不明	(7.7)	不明	東金子	灰オリーブ色 (5Y5/2)	底部回転糸切り痕	
10	須恵器坏	不明	不明	不明	不明	灰白色(2.5Y7/1)	底部周辺回転ヘラ削り	
11	須恵器坏	不明	(6.7)	不明	東金子	灰黄色(2.5Y7/2)、 灰白色(5Y7/1, 7/2)	底部周辺回転ヘラ削り	
12	須恵器甕	不明	不明	不明	不明	表面;自然釉が付着。黒(2.5Y2/1, 5Y2/1)/内面;黄褐色(2.5Y5/3)		No. 13
13	須恵器甕	不明	不明	不明	不明	表面;自然釉が付着。黒(2.5Y3/2)/内面;黄褐色(2.5Y5/3)		No. 14
14	須恵器長頸瓶	不明	不明	不明	不明	灰オリーブ色(7.5Y5/3)、 暗オリーブ色(7.5Y4/3, 5Y4/4)		No. 37
15	須恵器坏	不明	(6.7)	不明	東金子	赤褐色(5YR4/6)	底部回転糸切り痕	

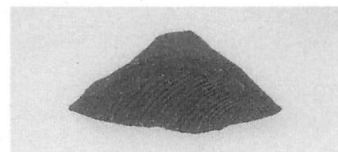
※胎土色調は、農林水産省編『標準土色帖』1995年版による。



須恵器蓋(第25図1)



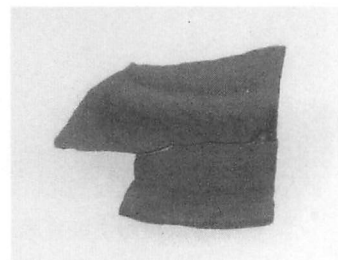
須恵器蓋(第25図1)



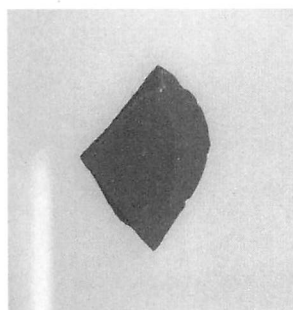
須恵器坏(第25図3)



須恵器坏(第25図2)



須恵器蓋(第25図4)



須恵器坏底面(第25図6)



須恵器坏底面(第25図7)



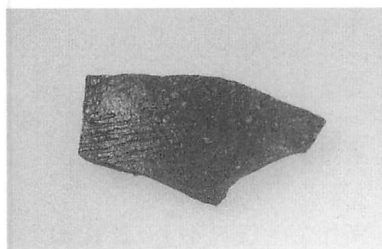
須恵器坏底面(第25図8)



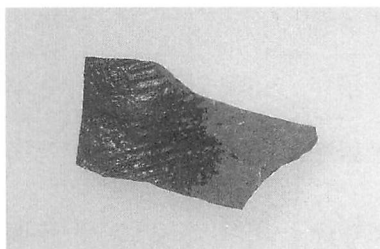
須恵器坏底面(第25図10)



須恵器坏(第25図11)



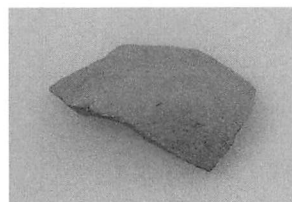
須恵器甕(第25図12)



須恵器甕(第25図13)



(左)須恵器長頸瓶胴部(第25図11)



須恵器坏(第25図15)

ふじみ野市埋蔵文化財調査報告第1集 埼玉県ふじみ野市

市内遺跡群 1

埼玉県ふじみ野市教育委員会 (ふじみ野市大井中央1丁目1番1号)

発行年月日 平成18年3月30日 印刷 株式会社文化新聞社